

札幌市新型インフルエンザ対策行動計画改定案 に対する意見募集の結果について

新型インフルエンザ対策行動計画改定案について、平成 26 年 6 月 23 日（月）から平成 26 年 7 月 22 日（火）までパブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からご意見を募集しました。

このたび、いただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をまとめましたので報告いたします。

なお、いただいたご意見は、趣旨が変わらない程度に要約しておりますことをご了承願います。

1 意見募集概要

（１）意見募集期間

平成 26 年（2014 年）6 月 23 日（月）～ 平成 26 年（2014 年）7 月 22 日（火）

（２）意見募集方法

郵送、FAX、電子メール、ホームページ上意見募集フォーム、直接持参

（３）資料配布場所

札幌市保健所感染症総合対策課、札幌市役所本庁舎 2 階行政情報課、
各区役所総務企画課広聴係、各区役所健康・子ども課

2 意見の概要と札幌市の考え方

No.	意見の概要	札幌市の考え方
新型インフルエンザ等対策行動計画に禁煙推進と受動喫煙防止対策が不可欠である。		
1	新型インフルエンザの罹患・重症化・死亡リスクを減らすためには、禁煙・受動喫煙防止推進が最も重要な対策の一つであり、新型インフルエンザ対策と行動計画に盛り込むべきである。	新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等感染症及び新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きくなることが予想される未知の感染症である新感染症を対象としております。これらの感染症がひとたび発生すれば、ほとんどの人が免疫を持たないことから、全国かつ急速にまん延し、国民の生命・健康及び生活・経済に重大な影響を与えることが懸念されております。札幌市の行動計画は、これらの感染症の発生時に札幌市が行うべき対策の骨子を定めることを目的としております。 禁煙推進と受動喫煙防止対策につきましては、「健康さっぽろ 21（札幌市健康づくり基

		本計画)」に基づき取組を進めております。
インフルエンザ発症後の外出禁止及び違反者への罰則制定について		
2	札幌市新型インフルエンザ対策行動計画案に、インフルエンザ発症後 7 日間は外出を禁止する旨と違反者に対する罰則の制定について明記してほしい。	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）では、新型インフルエンザ等緊急事態時において、都道府県知事が不要不急の外出自粛要請などを行うことができるとされており、札幌市の行動計画におきましても北海道知事の要請について市民周知することとしておりますが、特措法では、外出禁止やその違反者への罰則規定が設けられていないことから、札幌市が独自に外出禁止の項目及び罰則規定を設けることはできないと考えております。
札幌市新型インフルエンザ対策行動計画の範囲について		
3	インフルエンザという特定の疾患に限定せず、アレルギー性鼻炎（花粉症）等の高率の有病率を示している疾患を含めた行動計画としてほしい。	新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等感染症及び新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きくなることが予想される未知の感染症である新感染症を対象としております。これらの感染症がひとたび発生すれば、ほとんどの人が免疫を持たないことから、全国かつ急速にまん延し、国民の生命・健康及び生活・経済に重大な影響を与えることが懸念されております。札幌市の行動計画は、これらの感染症の発生時に札幌市が行うべき対策の骨子を定めることを目的としております。
保健所の役割について		
4	保健所の役割が多すぎる。それだけのキャンペーンがあるとは思えない。市役所全体に役割を細分化して割り振るべきだ。	実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、地震災害と同様に札幌市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市役所全体で対策を進めてまいります。保健所は、当該対策本部の事務局にあたることから、本行動計画に基づいて実施する対策の主管部局として記載が多くなっておりますが、実際には、市役所全体で役割を割り振って対策を進めてまいります。
北海道との連携について		
5	「札幌市新型インフルエンザ対策行動計画」に「北海道」の役割を記載してよいのか？	特措法では、都道府県知事は政府行動計画、市町村長は都道府県行動計画に基づき、それぞれの行動計画を作成するよう規定されてお

		ります。国や北海道の行動計画では、国、都道府県、市町村などの役割を明記しており、これらの行動計画を基に札幌市行動計画を作成しているため、札幌市の行動計画にも北海道と協議した上で北海道の役割を記載しております。
--	--	--